

2020年9月18日

名古屋高等裁判所 御中

生活保護基準引下げ処分取消等請求事件に係る意見書

岐阜協立大学教授

高木 博史

「健康で文化的な最低限度の生活」とは何か －名古屋地裁判決の妥当性について－

はじめに

令和2年6月25日に言い渡された「生活保護基準引下げ処分取消等請求事件」に係る名古屋地裁における判決（以下、当該判決と記す）結果は「棄却」であったが、この判決は、「棄却」という結果もさることながら、日本国憲法第25条が規定する生存権に対する重大な認識の欠落による権利の侵害ではないかといえるような看過しがたい問題点が複数存在している。

小職は、特に社会福祉研究の立場から生活保護利用者の生活実態と当該判決の問題点とそれを巡る背景について検証する。

1. 生存権は「人間らしく生きる権利」

日本国憲法第25条では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定している。また、第2項において「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定されている。

いわゆる「生存権」規定であるが、ここで重要である点は、「生存権」が、「ただ生きていさえすればよい」ということではなく、「健康で文化的な最低限度」の生活水準を保障しなければならないということと、それを国が行うべきことであるという点を規定していることである。

一方で、確かに、この生存権の保障を具現化した制度の一つである生活保護法の第1条では「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」と規定しており、ここには、「最低限度の生活を保障する」とされており、「健康で文化的な」という文言はない。しかしながら、「日本国憲法の理念に基づき」という文言は明記されていることから、当然、生活保護の水準は健康で文化的な水準であることが求められていることは言うまでもない。

このように、わが国における生存権は単に生命の維持のみを目的としているのではなく「人間らしく生きる権利」を保障しているのであるという認識が、当該判決には決定的に欠落していると言わざるを得ない。

2. 生活保護利用者の生活実態に対する認識に対する疑問

まず、本判決の根拠資料となった全日本民主医療機関連合会、長野県民主医療機関連合会（以下、長野県民医連と略記）などが2013年～2016年にかけて行った生活保護利用者に対して生活実態を聞き取ったものについて当該判決に対する反論を行いたい。

そもそも、生活保護利用者の実態調査は、生活保護制度を利用しているということ自体が個人情報であり、その生活状況のほとんどすべてがプライバシーの権利に踏み込むものであるために当事者と調査する者の信頼関係が構築されていないと回答してもらえない可能性が高い特徴を持つために、調査自体が生活保護受給者の生活実態を示す貴重なデータとして認識されるべきである。

当該判決では、この調査について、たとえば、「長野県民医連が本件各告示による生活扶助基準引き下げに反対する立場から生活扶助費の削減を中止するよう国に求める運動の一環として行われたもの」であるとし、「調査の客観性、公平性、中立性には疑問の余地がある。」と述べている。しかし、日常的に長野県民医連に組織される事業所との信頼関係がなければ、こうした聞き取り調査自体が不可能であることはいうまでもなく、また、行政による同様の調査の例がほとんど見られない中で、こうした調査が実施できていること自体に貴重な意義がある。そのような意味で、当該判決における指摘は、およそ誹謗中傷に相当するものであるといわざるを得ない。

また、調査そのものを全面的に否定する一方で、たとえば、「1日の食事回数が3回の者が約64%であり、50%の者が満足できる食事ができていると回答するなど必ずしも健康で文化的な最低限度の生活を下回っている状況とまではいえない者が一定割合存在することがうかがわれる。」といったことや「多くの者は食事を1日3食取っており、外食することもある上、食事の内容が社会的に許容しがたい程度に乏しいものとまで認められないこと、一定の貯蓄をすることが可能な者もあること、映画、カラオケ、日帰り旅行などの娯楽や文化的活動を行っている者がいる」とし、「生活保護受給者の生活が最低限度の生活を下回っていたと認めるとはできない」など「棄却」を正当化するための手段としてその一部を恣意的に切り取っているといわざるを得ない。

ここでの重要な論点は、「健康で文化的な最低限度の生活」と「最低限度の生活」のどちらを基準とするのかということである。当該判決が「切り取った」これらの数字は裏を返せば、たとえば、飽食の時代であるといわれる現代日本の社会において、約4割の者が1日3回の食事がまともに取れていないことを意味しており、かつ半数の者が満足な食事ができていないことになる。あるいは、外食や映画、カラオケ、日帰り旅行などの娯楽活動することは、「最低限」の生活ではないという「劣等処遇」の思想に基づいていることは明らかである。

つまり、日本国憲法で規定する「人間らしく生きる権利」を具現化する制度である生活保護制度の利用者に対し、恣意的、意図的に「健康で文化的な最低限度」と「最低限度の生活」を使い分け、あるいは、意図的に混同させ、あたかも生活保護基準引下げが正当なものであったかのように装っているといわざるを得ない。

また、生活保護基準は法令によって設定されており、生活保護利用者が「やりくり」をしたうえでささやかな娯楽活動などを楽しむことがあったとしても何ら制限を受けるものではない。一方で、すべての生活保護制度の利用者が同様の生活が維持できるとは限らないのである。たとえば、当該判決では「食事の回数」を問題にしているが、糖尿病や腎臓病といった高齢者に少なくない持病がある場合などは、その内容も重要で、炭水化物や塩分高めの食事に偏ると生命の危険なども出てくる場合もある。生活実態に少しでも寄り添おうとすれば、食事内容についてのデータも示されているわけであるから「健康で文化的な最低限度の生活」が維持できていない者が一定数存在しているという事実を隠蔽したと言わざるを得ない。

個々の生活事情は多様であり、また、家族や近隣や友人・親戚関係、あるいは、専門職などとの人間関係といった「つながり」や、身体状況、移動手段、あるいは居住地といったことに至るまで広範なものである。そうであれば、現在の生活保護水準でうまく生活できる者もいればそうでない者も存在することは明らかである。

当該判決のように、「うまくいっている者」を取り上げて、その水準は妥当であるとするのは、必ずしも「人間らしく生きる権利」を保障していく役割を果たしているとはいえないであろう。

3. 「国民感情」を根拠の一つとしていることについて

当該判決では、生活保護基準の引下げが、それを公約の一つとして衆議院選挙に勝利した「自民党の政策の影響を受けていた可能性を否定することはできない。」とし、「生活保護費の削減などを内容とする自民党の政策は、国民感情や国の財政事情を踏まえたもの」と述べているが、こうした「事情」が生活保護バッシングと密接な関係性の下で形成されてきたことを指摘しておきたい。

生活保護基準引下げの直接のきっかけの一つとなったのは、2012年に当時、いわゆる「売れっ子」であった芸能人の親族の「不正受給疑惑」の報道である。しかし、その後、福祉事務所に相談の上での受給であり厳密には「不正受給」事案とは言えないことが明らかになった。にもかかわらず、当該の芸能人は「謝罪会見」に追い込まれてしまい、また、国民感情の形成過程において「政策に影響を受けていた」とする自民党に所属する政治家が執拗にホームレスや生活保護利用者に対するバッシングを行っていたことも事実である。

そして、こうした流れに呼応するかのようになり、全国で「不正受給許すまじ」の雰囲気の下、市民に「不正受給」事案の通報を求める「生活保護（運営適正化）ホットライン」の開設などが相次いだという社会的背景も考慮されなければならないだろう。

こうした施策や報道により、国民の間には、「不正受給」がかなり広がっているかのように認識されてしまったといっても言い過ぎではない。

たとえば、平成 29（2017）年に開催された社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活

保護部会（第1回）における資料「生活保護制度の現状について」によると、生活保護費負担金（事業費ベース）で3.7兆円（平成27年度）程度であり、そのうち不正受給額は170億円程度で、金額ベースでは、わずか0.5%程度である。もちろん、金額ベースで約0.5%という僅かなものであるから不問にしてもよいというわけではないが、国民に対し、政治や行政がこうした数字を具体的に提示せずに、「不正受給」が広く行われているような印象を与え、生活保護費の削減に向けた世論を形成してきたのは紛れもない事実ではないだろうか。

このように、ある意味で政治・行政の主導により恣意的に作られた「国民感情」によって生活保護利用者に対するイメージはかなり悪化したと言わざるを得ないだろう。

また、長野民医連が行った調査では、実際の生活保護利用者の声として日常的に差別的言動を浴びせられたり、白眼視されている現状がつぶさに語られている。

こうした意図的に形成されてきたともいえる「国民感情」を主たる理由の一つとして「棄却」することは、こうした「生活保護バッシング」を司法が安易に肯定することにならないだろうか。

4. 「人間らしく生きる権利」の実現のために

このように、「生活実態」と「国民感情」の両面から当該判決を検証してきたが、双方において生活保護の引下げを正当化する恣意的な「切り取り」がなされていることが明らかである。その点において、当該判決が妥当性を欠くものであるといわざるを得ない。

時の政権が新自由主義的な競争原理を煽り、生活保護バッシングをはじめとする差別が蔓延する社会において、「人間らしく生きる権利」の実現のために司法が良識ある判断をすることを強く望むものである。

【意見書提出者略歴】

【氏 名】 高木 博史

【略 歴】 1974年 熊本市生まれ

1998年 熊本学園大学社会福祉学部卒業

大学卒業後、高齢者福祉施設等で勤務

2003年 立命館大学大学院社会学研究科修士課程修了

同 年 立正大学社会福祉学部助手

2007年 沖縄大学人文学部助教

2011年 長野大学社会福祉学部助教

2014年 岐阜経済大学経済学部准教授

2018年 同 教授

2019年 岐阜協立大学（岐阜経済大学より名称変更）教授（現在に至る）

【専 攻】 公的扶助論、社会福祉原論、社会福祉士養成等